

必要経験年数

学歴又は資格	第 1 種	第 2 種
①学校教育法による大学（機械工学） （又はこれと同等以上の教育施設）	[6 （ 3 ）]	[3]
②学校教育法による大学 （又はこれと同等以上の教育施設）	1 0 [6 （ 3 ）]	5 [3]
③学校教育法による短期大学（機械工学） 若しくは 高等専門学校（機械工学） （又はこれと同等以上の教育施設）	[8 （ 4 ）]	[4]
④学校教育法による短期大学若しくは高 等専門学校 （又はこれと同等以上の教育施設）	1 2 [8 （ 4 ）]	6 [4]
⑤学校教育法による高等学校 （機械工学） （又はこれと同等以上の教育施設）	[1 0 （ 5 ）]	[5]
⑥学校教育法による高等学校 （又はこれと同等以上の教育施設）	1 4 [1 0 （ 5 ）]	7 [5]
⑦学校教育法による中学校	2 0 [1 5 （ 1 0 ）]	1 2 [1 0]
⑧一級海技士（機関）、特級ボイラー技 士、熱管理士又は、技術士（機械部門に限 る）の 2 次試験に合格した者	[6 （ 3 ）]	[3]
⑨高卒認定試験合格者	1 4 [1 0 （ 5 ）]	7 [5]

- (1) 第 1 種の必要経験年数は卒業後のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に係わった年数です。[] の年数は、必要年数のうち発電用の設備（電気工作物に限る。以下同じ。）に係わった年数で、() の年数は [] のうち圧力 5 8 8 0 キロパスカル以上の発電用の設備に係わった年数です。
- (2) 第 2 種の必要経験年数は卒業後のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は、燃料電池設備（最高使用圧力が 9 8 キロパスカル以上のもの）の工事、維持又は運用に係わった年数です。[] の年数は、必要年数のうち発電用の設備に係わった年数です。
- (3) ⑧に該当する者の必要経験年数は、免許等の交付を受けた後の年数です。
- (4) ⑨に該当する者の必要経験年数は、合格者となった後の年数です。